

国立大学法人電気通信大学

保健管理センター 2016年度（平成28年度） 年報

目次

沿革	2
第1章 保健管理・運営体制	4
1-1 電気通信大学保健管理センター規程	
1-2 電気通信大学保健管理センター運営委員会規程	
1-3 電気通信大学保健管理センター長選考規程	
1-4 組織・人員	
1-5 施設	
第2章 保健管理センター業務概要	10
2-1 保健管理センターの業務	
2-2 定期健康診断	
2-3 特別定期健康診断	
2-4 精神保健相談システム	
第3章 保健管理センター業務実施状況	12
3-1 電気通信学部生・大学院生及び研究生の定期健康診断	
3-2 職員の定期健康診断	
3-3 ストレスチェック	
3-4 学生・職員の特別定期健康診断	
3-5 スクリーニングテスト（精神保健）の集計	
3-6 保健管理センター利用状況	

沿革

昭和44年	4月	国立学校設置法施行規則（昭和44年4月1日文部省令第8号）第9条の3の規定に基づき（学生の健康管理に関する専門業務を行う）保健管理センターが設置され、学生部長竹谷謙一が所長事務取扱を命ぜられた。新規に助教授定員1名が配置された。
	11月	学生部長遠藤耕喜が所長事務取扱を命ぜられた（学生部長交代による）。
昭和45年	1月	新規に技官定員1名が配置された。
	3月	文部教官小見山実が就任した。 保健管理センター（鉄筋コンクリート造1階建204㎡）が竣工した。
	9月	保健管理センター所長選考規則、保健管理センター規則・保健管理センター運営委員会規則が制定された。
	10月	文部教官老松信一が保健管理センター所長に併任された。
昭和49年	4月	文部教官小見山実が転出し、文部教官小谷野柳子が就任した。
昭和52年	4月	文部教官金子英一が保健管理センター所長に併任された。
昭和54年	4月	助教授定員1名が教授定員へ振替となった。
昭和56年	4月	文部教官遠藤耕喜が保健管理センター所長に併任された。
昭和57年	4月	新規に講師定員1名が配置された。
昭和58年	3月	保健管理センター（鉄筋コンクリート造2階建242㎡）が竣工した。
	4月	文部教官遠藤一郎が保健管理センター所長に併任された。
	6月	文部教官前田豊治が就任した。
昭和59年	4月	学長田中榮が保健管理センター所長事務取扱を命ぜられた。
	5月	文部教官遠藤耕喜が保健管理センター所長に併任された。
昭和60年	4月	文部教官石井正博が保健管理センター所長に併任された。
昭和61年	4月	文部教官前田豊治が退職した。 文部教官小川道一が就任した。
	5月	文部教官荒川輝明が保健管理センター所長に併任された。
平成 元年	4月	文部教官小川道一が保健管理センター所長に併任された。
平成 5年	2月	保健管理センターが医療法上の「診療所」として開設された。
平成 8年	3月	小川道一が退職した。
	4月	文部教官橋本清が保健管理センター所長に併任された。 文部教官坂口明が就任した。
平成11年	4月	文部教官坂口明が保健管理センター所長に併任された。
平成13年	3月	文部教官小谷野柳子が退職した。
	4月	文部教官田中健滋が就任した。
平成24年	3月	教育研究職員坂口明が退職した。
平成24年	4月	教育研究職員田中健滋が保健管理センター所長に併任された。
平成25年	4月	教育研究職員籾野誠二が就任した。

平成26年 1月 教育研究職員篠野誠二が退職した。
平成26年 4月 教育研究職員鶴ヶ野しのぶが就任した。

第1章 保健管理・運営体制

1-1 電気通信大学保健管理センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第21条第2項の規定に基づき電気通信大学保健管理センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、電気通信大学（以下「本学」という。）の保健管理に関する専門的業務を行い、もって学生及び職員の健康の保持、増進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 保健に関する事項についての指導援助
- (2) 定期及び臨時の健康診断の実施
- (3) 健康相談、健康指導
- (4) 健康障害者に対する指導助言
- (5) 精神衛生管理
- (6) 学内の環境衛生及び伝染病の予防
- (7) 保健管理についての専門的な調査研究
- (8) 保健衛生思想の普及、啓蒙
- (9) その他保健管理に関し必要な業務

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 教授及び准教授又は講師
- (3) 看護師
- (4) その他の職員

(センター長)

第5条 センター長は、本学専任の教授をもってあてる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の選考に関する規程は、別に定める。

(運営)

第6条 センターの運営に関する事項を審議するため、センターに電気通信大学保健管理センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する規程は、別に定める。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、学生課で行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、昭和45年9月2日から施行する。

附則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成6年12月21日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 電気通信大学保健管理センター教育研究職員の選考に関する規程は、廃止する。

附則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

1-2 電気通信大学保健管理センター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学保健管理センター規程第6条第2項の規定に基づき、電気通信大学保健管理センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1)センター長

(2)学長が指名した理事又は職員

(3)センター専任の教授、准教授及び講師

(4)本学専任の教授、准教授及び講師のうちから学長が委嘱した者

(任期)

第3条 前条第2号及び第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1)保健計画に関すること。
- (2)境衛生の維持改善に関すること。
- (3)センターの構成員に関すること。
- (4)その他保健管理センターの具体的運営に関すること。

(委員長)

第5条 委員長は、センター長をもってあてる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(会議の開催)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、昭和45年9月2日から施行する。

附則

この規則は、昭和54年4月12日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附則

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成6年12月21日から施行する。

附則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

1-3 電気通信大学保健管理センター長選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学保健管理センター規程第5条第3項の規定に基づき、電気通信大学保健管理センター長（以下「センター長」という。）の選考について定めるものとする。

(選考方法)

第2条 センター長は、電気通信大学保健管理センター長選考委員会（以下「選考委員会」という。）の議を経て、学長が選考する。

(選考委員会)

第3条選考委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1)学長が指名した理事又は職員
- (2)情報理工学域長
- (3)大学院情報理工学研究科長
- (4)大学院情報理工学研究科の各専攻から選出された専任の教授 各1人
- (5)センター専任の教授

2 前項に掲げる者がセンター長である場合は、委員から除くものとする。

3 選考委員会に委員長を置き、委員の互選による。

(選出)

第4条 選考委員会は、次の各号に掲げる場合は、センター長候補者を選出しなければならない。

- (1)センター長の任期が満了したとき。
- (2)センター長の辞任が認められたとき。
- (3)センター長が欠員になったとき。

(任期)

第5条 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長の意見陳述)

第6条 センター長は、委員長の要請に応じ委員会に出席し、意見を述べることができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、昭和45年9月2日から施行する。

附則

この規則は、昭和47年9月6日から施行する。

附則

この規則は、平成5年2月17日から施行する。

附則

この規則は、平成6年12月21日から施行する。

附則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

1-4 組織・人員

(1) 組織図 (省略。ホームページ参照)

(2) 人員

保健管理センター現員 (4月現在)

	教授	准教授	常勤	非常勤
所長	(1)			
医師	1	1		
看護師			1	1
カウンセラー				1

(注) : () は併任教授を示す。

保健管理センター職員 (2016年4月現在)

センター長 田中 健滋 (併任)

教授 田中 健滋 (精神科)

准教授 鶴ヶ野 しのぶ (内科)

看護師 榎田 輝美

升田 かおり (非常勤)

カウンセラー 高橋 恵理子 (非常勤)

1-5 施設

保健管理センター延べ面積：446 m²

1階	事務室	2.6 m ²
	診察室	5.1 m ²
	休養室	2.6 m ²
	検査室	2.9 m ²
	ME室	1.0 m ²
	カウンセラー室	1.8 m ²
	資料室	2.5 m ²
	集会室	5.3 m ²
	更衣室	4 m ²
	廊下	8.3 m ²
	便所	1.0 m ²
2階	面接室	1.0 m ²
	所長室	3.4 m ²
	教員室	5.0 m ²
	廊下	1.7 m ²

第2章 保健管理センター業務概要

2-1 保健管理センターの業務

表に示す年間業務計画に従って業務を行っている。

月	事項	対象
4	保健管理センターガイダンス メンタルヘルス・スクリーニングテスト 学生定期健康診断	学部新入生 学部新入生 全学生
5	特殊健康診断 職員定期健康診断	有害業務従事教職員・学生 ドック受診者を除く全教職員
6～7	学生定期健康診断の事後措置	有所見者
7～9	職員定期健康診断の事後措置 特殊有害業務従事者健康診断の事後措置 ストレスチェック（心理的な負担の程度を把握するための検査）	有所見者 有所見者 常勤・非常勤教職員（週29時間以上）
10～11	有所見者・要経過観察者学生の呼び出し・指導 ストレスチェック事後措置	有所見者・要経過観察学生 有所見者（面談希望者）
10	10月入学生健康診断	10月入学生
11	調布祭の衛生指導 在来生研修（卒研・就職に向けての心の準備） 職員胃X線健康診断と事後措置 特殊健康診断	食品を取り扱う団体の学生 学部3年生（I科） 40歳以上の教職員 有害業務従事教職員・学生
1～3	特殊有害業務従事者健康診断の事後措置 VDT作業従事者健診 メンタルヘルス懇談会	有所見者 VDT作業従事者 教職員

2-2 定期健康診断

1) 学生の定期健康診断

4月に身長、体重、視力、血圧の測定、尿検査、胸部X線間接撮影、内科診察を行っている。胸部X線間接撮影で要直接撮影とされた学生は5月に直接撮影で再検査を行っている。また、前年に胸部X線間接撮影で要直接撮影とされた学生については、間接撮影を行わずに、5月に直接撮影を行っている。その他の健康診断項目で所見の認められた学生については、6月と10月に呼び出して、再検査を行い、必要に応じて指導、医療機関への紹介等を行っている。また、10月入学生に対しては10月に同様の内容で健康診断を実施している。

2) 職員の定期健康診断

学生定期健康診断の事後処置が6月から始まるため、職員の健康診断は5月末に行うことにしている。昨年までの健診で胸部X線の直接撮影が必要とされた者については、あらかじめ連絡をして、学生の直接撮影実施日に直接撮影を行っている。

身長、体重、視力、血圧の測定、尿検査、胸部X線間接撮影、内科診察を全員に行い、35才以上の職員に対しては、聴力、心電図、血液検査（血球数計測、肝機能、血糖、脂質）、便潜血反応を追加して行っている。

検査結果は個人票にまとめ、指示事項を記載して受診者本人に通知し、有所見者については保健管理センターで再検査を行い、必要に応じて指導、医療機関への紹介等を行っている。

2-3 特別定期健康診断

放射線作業従事者、特殊有害業務従事者、Visual Display Terminal (VDT) 作業従事者を行っている。このうち、放射線作業従事者、特殊有害業務従事者に対する健康診断は職員だけでなく、学生に対しても5月と11月の年2回行っている。いずれも検査結果を個人票にまとめて、指示事項を記載して受診者本人に通知し、事後処置に関する流れは職員の定期健康診断と同様である。Visual Display Terminal (VDT) 作業従事者、2～3月にかけての火曜日に調布市内の古沢眼科で行っている。

2-4 精神保健相談システム

電気通信大学学部昼間および夜間コースの新入生にスクリーニングテストを施行し、一定基準以上の学生の呼び出し面接を行っている。

スクリーニングテストは全国の大学で多く用いられているUPI (University Personality Inventory) をベースにした80項目から成る質問紙（改訂UPI—マークシート方式）で、入学ガイダンス時に行い、施行時間は正味約20分である。

一定基準以上のスクリーニングテスト高得点者には呼び出し面接を行い、精神疾患の罹患などメンタルヘルス上の問題の有無、および重症度判定を行っている。精神疾患の診断はICD-10（国際疾患分類第10改訂版）によっている。重症度は、メンタルヘルス上の明かな「問題無し」、直ちに治療を要する状態にはないが発症予防などの観点から経過観察を要する「要観察」、スクリーニングの時点で既に専門的治療を要する「要治療」、の3段階に判定している。

要観察者には、その後の状態悪化時などの早期の来所を勧めている。要治療者には、定期的来所あるいは他の医療機関受診の勧めや病院紹介を行っている。いずれも、あくまでも本人の意志を尊重するかたちでの働きかけを行なっている。

また、スクリーニングを受けた全員各々に対し、UPIの因子分析による個人プロフィールを作成、配布し、直接あるいはメールによる分析結果についての問い合わせに応じている。

第3章 保健管理センター業務実施状況

3-1 情報理工学部生・電気通信学部生・大学院生および研究生の定期健康診断

1) 実施項目

身体計測（身長・体重）、血圧測定、視力測定、尿検査、内科診察を全学年の学生を対象に行った。

2) 項目別受診状況及び有所見者

2016年度（平成28年度）の受診者数および受診率は以下の表の通りである。

◇情報理工学部・電気通信学部（昼間コース）

※「%」は受診率を表す。

学年	学生数	身体計測		血圧測定		視力測定		尿検査		胸部X線		内科診察	
		受診数	%										
1年	729	723	99	723	99	723	99	711	98	723	99	724	99
2年	730	680	93	678	93	680	93	658	90	682	93	683	94
3年	749	656	88	657	88	657	88	626	84	659	88	659	88
4年	747	601	80	599	80	601	80	584	78	600	80	603	81
過年次	287	126	44	125	44	126	44	125	44	127	44	128	45
合計	3242	2786	86	2782	86	2787	86	2704	83	2791	86	2797	86

◇情報理工学部・電気通信学部（夜間主コース）

学年	学生数	身体計測		血圧測定		視力測定		尿検査		胸部X線		内科診察	
		受診数	%	受診数	%	受診数	%	受診数	%	受診数	%	受診数	%
1年	31	19	61	19	61	19	61	19	61	18	58	20	65
2年	96	87	91	87	91	87	91	80	83	87	91	85	89
3年	93	71	76	71	76	71	76	67	72	72	77	72	77
4年	89	59	66	59	66	59	66	52	58	59	66	59	66
過年次	101	34	34	34	34	34	34	30	30	33	33	34	34
合計	410	270	66	270	66	270	66	248	60	269	66	270	66

◇大学院

			身体計測		血圧測定		視力測定		尿検査		胸部X線		内科診察	
	学年	学生数	受診数	%										
前期	1年	531	513	97	514	97	514	97	504	95	514	97	514	97
	2年	478	422	88	422	88	422	88	411	86	420	88	421	88
	過年次	51	26	51	26	51	26	51	25	49	26	51	26	51
	前期計	1060	961	91	962	91	962	91	940	89	960	91	961	91
後期	1年	56	22	39	22	39	22	39	21	38	22	39	22	39
	2年	58	18	31	18	31	18	31	18	31	18	31	18	31
	3年	32	14	44	13	41	14	44	14	44	14	44	14	44
	過年次	74	13	18	13	18	13	18	12	16	13	18	13	18
	後期計	220	67	30	66	30	67	30	65	30	67	30	67	30
合計		1280	1028	80	1028	80	1029	80	1005	79	1027	80	1028	80

◇研究生

	身体計測		血圧測定		視力測定		尿検査		胸部X線		内科診察	
学生数	受診数	%	受診数	%	受診数	%	受診数	%	受診数	%	受診数	%
59	33	56	33	56	33	56	32	54	33	56	33	56

2016年度（平成28年度）の一次健診における有所見者数（有所見率（%））

◇情報理工学部・電気通信学部（昼間コース）

※「%」は受診率を表す。

	肥満		血圧		尿検査		胸部X線		内科診察		UPI	
	有所見数	%	有所見数	%	有所見数	%	有所見数	%	有所見数	%	有所見数	%
1年	87	12	112	15	19	3	2	0	17	2	167	23
2年	83	12	128	19	20	3	2	0	20	3		
3年	69	11	150	23	31	5	0	0	21	3		
4年	71	12	150	25	19	3	3	1	25	4		
過年次	24	19	40	32	10	8	1	1	7	5		
合計	247	9	580	21	99	4	8	0	90	3		

◇情報理工学部・電気通信学部（夜間主コース）

	肥満		血圧		尿検査		胸部 X 線		内科診察		UPI		メンタル (4年)	
	有所見数	%	有所見数	%	有所見数	%	有所見数	%	有所見数	%	有所見数	%	有所見数	%
1年	3	16	4	21	1	5	0	0	1	5	9	29		
2年	8	9	16	18	7	9	0	0	2	2				
3年	12	17	19	27	5	7	0	0	2	3				
4年	9	15	12	20	2	4	0	0	3	5			30	5
過年次	9	26	11	32	0	0	0	0	1	3				
合計	41	15	62	23	15	6	0	0	9	3				

◇大学院

		肥満		血圧		尿検査		胸部 X 線		内科診察	
		有所見数	%	有所見数	%	有所見数	%	有所見数	%	有所見数	%
前期	1年	85	17	120	23	28	6	1	0	13	3
	2年	57	14	87	21	24	6	1	0	19	5
	過年次	6	23	5	19	0	0	0	0	0	0
	前期計	148	15	212	22	52	6	2	0	32	3
後期	1年	4	18	6	27	1	5	0	0	0	0
	2年	3	17	4	22	0	0	0	0	0	0
	3年	3	21	5	38	2	14	0	0	0	0
	過年次	7	54	5	38	0	0	0	0	1	8
	後期計	17	25	20	30	3	5	0	0	0	0
合計		165	16	232	23	55	5	2	0	32	3

◇研究生

肥満		血圧		尿検査		胸部 X 線		内科診察	
有所見数	%	有所見数	%	有所見数	%	有所見数	%	有所見数	%
13	39	6	18	1	3	0	0	1	3

3) 有所見者に対する再診結果

定期健康診断、既往歴調査での有所見者に対しては6月と10月に呼び出して診察および再検査を行っている。その結果、更に経過観察を要する者、新たにあるいは継続して治療を要する者は下の表のようである。新たに治療を要すると判断された場合には、通院可能な医療機関を紹介している。

		呼び出し数	受診数	受診率 (%)	要医療	経過観察	措置不要
血圧		893	554	62	0	6	548
胸部 X 線		10	7	70	1	2	4
検尿	尿蛋白	31	20	65	1	1	18
	尿潜血	41	38	93	1	1	36
	尿糖	24	16	67	1	1	14
	尿ウロビリノーゲン	119	64	54	0	1	63
内科診察		95	65	69	47	5	13
UPI		176	153	87	6	32	115
メンタル (4 年)		30	16	53	2	9	5

3-2 職員の定期健康診断

職員の定期健康診断は5月に実施し、人間ドック受診予定者は除外した。また、胃集団検診は10月に実施した。

健康診断受診者には検診結果を書面で通知するとともに、必要に応じて精密検査・治療のために適切な医療機関を紹介している。

受診者数および一次検査での有所見者数は表の通りである。身体計測の欄の有所見者は体格指数 (BMI) が25以上の者である。

ドック受診者については、例年は各医療機関から大学当てに、検査結果についての報告がなされていたが、2011年度から文部科学省共済組合にのみ報告がなされ、各大学には報告されなかったため、検査項目ごとの受診者数、有所見数の集計は省いた。

	学内健康診断			人間ドック		合計	
	受診数	有所見数	有所見率(%)	受診数	有所見数	受診数	有所見数
身体計測	386	95	24.6				
血圧測定	385	61	15.8				
視力測定	385	69	17.9				
聴力測定	322	10	3.1				
内科診察	385	8	2.1				
心電図	323	2	0.6				
胸部 X 線	379	1	0.3				
貧血検査	329	20	6.1				
肝機能検査	329	34	10.3				
脂質	329	105	31.9				
血糖	329	7	2.1				
尿糖	383	5	1.3				
尿蛋白	383	8	2.1				
便潜血反応	233	6	2.6				
胃 X 線健診							

3-3 ストレスチェック

労働安全衛生法により義務付けられた、教職員のストレス状況を調べるストレスチェックを行った。「うつ」などのメンタル不調を未然防止するためのもので、参加は任意、判定結果は本人のみに通知され、高ストレスと判定されかつ本人が希望した場合に医師による面接が行われた。

	対象者数	受検者数 (受診率%)	有所見数 (有所見率%)	面接者数
教職員	677	196(28.9)	16(8.2)	2

3-4 学生・職員の特別定期健康診断

1) 放射線および特殊有害業務従事者の健康診断

6ヶ月に1回、放射線被曝、有害物質使用状況を調査し、申告に基づいて血液、尿の検査および診察を実施している。受診者には検査結果と指示事項を記入した個人票で通知している。有所見者に分類されている者も、業務関連と思われる異常は認められなかった

		受診者数	有所見者数
平成 28 年 春 (5 月)	職員	44	10
	学生	197	24
平成 28 年 秋 (12 月)	職員	52	4
	学生	206	23

2) Visual Display Terminal (VDT)

作業従事者の健康診断（職員のみ）受診者には検査実施医療機関から検査結果を通知されているので、当センターは直接関与していないが、必要な場合には希望により医療機関を紹介している。

3-5 スクリーニングテスト（精神保健）の集計

2016年度の全新入学生760名のうち、呼び出し基準該当者は176名、そのうち面接に応じた者は153名（87%）だった。面接によって判明した精神疾患（ICD-10）およびその前駆状態等は、精神病発症危機状態、反復性うつ病性障害、不安障害、広汎性発達障害、多動性障害などが、それぞれ若干名だった。

重症度については、軽度の者を含めた要観察者が32名、要治療者が6名だった。以上を2004年度以来と比較すると、要観察者と要治療者の総数、要治療者の割合ともに例年と有意な変化は認められなかった。

3-6 保健管理センター利用状況

保健管理センターの受診内容は多彩で、いろいろな診療科領域にわたっている。「その他窓口」と分類してあるのは、窓口で看護師が対応して終わった相談等の件数を示す。

処置概要を見ると、血圧測定や身体計測等の、センター入口ホールに設置してある検査機器を利用して自分で測定している者が多いことが分かる。

定期健康診断を受診していて、再検査等の不要な学生の健康診断書は自動発行機で発行できるようになっているため、ほとんどの学生が自動発行機を利用している。

2015年度（平成27年度）、2016年度（平成28年度） 保健管理センター利用件数

		内科系				その他の身体の診療科						相談		健康診断	その他窓口	合計
		呼吸器	循環器	消化器	その他	外科	整形外科	耳鼻科	眼科	皮膚科	歯科	身体	メンタル			
学生	H27	200	19	53	116	23	60	18	2	18	2	6	577	113	2385	3592
	H28	195	28	46	93	24	37	13	7	28	0	6	422	91	2018	3008
職員	H27	38	2	9	29	10	4	3	1	3	0	5	42	2	27	175
	H28	30	1	10	22	11	4	0	0	3	0	5	36	2	22	151

長時間勤務者面談5名

2015年度（平成267年度）、2016年度（平成28年度） 処置概要

		投薬	外傷処置	尿検査	血圧測定	心電図検査	血液検査	聴力測定	視力測定	身体計測	休養	他院紹介	診断書	合計
学生	H27	290	383	205	706	1	13	3	31	2513	27	84	200	4456
	H28	244	258	251	929	11	6	0	39	2014	33	60	166	4011
職員	H27	82	12	1	51	1	1	0	0	87	6	26	1	268
	H28	64	11	2	25	0	2	0	0	23	5	8	1	141

月別健康診断発行件数

		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
自動発行機	学部	0	0	48	200	94	45	42	28	15	7	21	140	640
	大学院	0	0	229	324	79	30	21	13	7	10	39	415	1167
保健管理センター	学部	3	11	17	6	6	6	5	5	2	3	1	5	70
	大学院	4	12	47	12	3	6	4	0	0	0	2	6	96